HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 北海道大学法学会記事 |
| Citation | 北大法学論集, 67(3), 153-157 |
| Issue Date | 2016-09-30 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/62946 |
| Type | other |
| File Information | lawreview_vol67no3_10.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

# 北海道大学法学会記事

○二〇一六年五月六日　午後三時半から

「戦後日本公害の歴史的教訓」

報告者　宮　本　憲　一　氏

（大阪市立大学・滋賀大学名誉教授、立命館大学前教授）

参考文献　戦後日本公害史論（岩波書店、二〇一四）

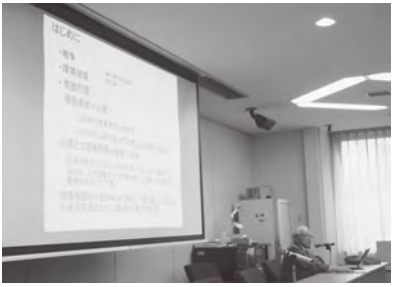
出席者　四〇名

一．水俣病認定六〇年の記事が並ぶ昨今において、法学研究者はどうしても、公害問題と言っても、司法判決から平板な理解をしがちであるが、本法学会（北大民法理論研究会、民事法研究会、高等法研センター研究会と共催）は、この数十年まさしく公害問題の現場で最前線に立たれていた学際的研究者（元々、財政学、地方自治、地域開発の方から公害問題にアプローチされた）による、前記近著（本書により、報告者は、日本学士院賞を受賞された）を基に、そのエッセンスを語り、我々の公害理解を立体化させ、今後の課題も認識させる、まさしく「目から鱗」の貴重な講演会であった。順にその梗概を述べてみよう。

二．第一に、一九五〇年代（水俣病・イタイイタイ病）、六〇年代（四日市などの大気汚染、水汚染）の日本の公害状況は、今の中国に勝るとも劣らない状況であったが、この財産権保護にとどまらない、生命・健康・自然環境保護という人格存立をも危うくされる絶望的な暗闇を



法学会掲示前にて



ご講演の様子

破ったのは、農民・漁民よりも、三島・沼津・清水の市民運動（石油コンビナート誘致反対闘争）であった（三島・沼津型モデル）ということ、そうした非暴力の反対運動が、政府の高度成長戦略を阻止したという点を強調された。公害反対の世論が、自治体を改革し、政府が変わっていき、一九六七年の公害対策基本法、一九七〇年の公害国会、一九七一年の環境庁設置という運びになった。

しかし第二に、地方には公害反対の動きは高まらず、とくに、水俣・四日市などの企業城下町では、行政による被害者救済は高まらず、逆に被害者差別がなされるという状況であった。残された救済策は司法であったが、それを立ち上げるのも大変だった（原告を探すのも大変で、四日市訴訟の場合でも、むしろ周辺部の漁村（磯津地区）から提訴が始まった）。しかしそうした訴訟運営上大きな意味を持ったのは、例えば、一つに健康損害及び汚染源との因果関係の立証との関係で、完璧な疫学調査がなされていたこと（そこにおける三重大学の吉田克己教授の尽力）であり、二つには、共同不法行為や「立地の過失」などの法理の刷新があり、しかも各裁判所が、自律的判断をしたことである。かくしてこうした公害法理・公害司法の進展が、行政的解決へと展開した。

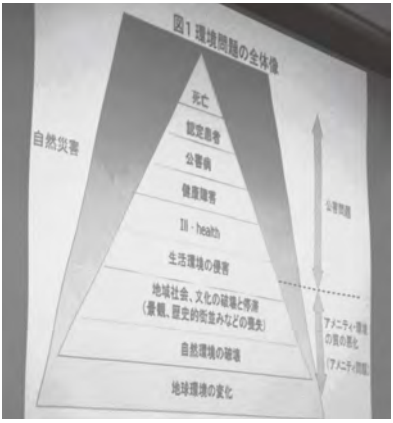
それはすなわち、第三として、各種の公害規制立法であった。しかし宮本教授は、それへの批判も忘れない。例えば、一九七四年の「公害健康被害補償法」はこうした公害闘争を受けた一般的には、良い立法であるが、水俣病には失敗しており、アスベスト・原発などの産業災害への対処もできていないと指摘する。この立法には、毎年八〇〇億円の企業負担が求められるが、企業側からの反対運動で、弱体化した。

一九七七年のＯＥＣＤの「環境政策レビュー」では、日本は公害闘争の筆頭とされ、公害防止協定（市民と企業との社会的協定）は、三万件にも及ぶほどであった。しかし環境規制の質は、今後の課題とされたように、環境影響評価制度はなかなか作られず、一九九七年の環境アセス法は、アメリカから三〇年以上遅れるものだし、その運用は必ずしもその精神を活かすものとなっていない。これが、沖縄の辺野古論争の基礎にあり、アスベスト・原発への対応の遅れとなっている。環境被害は、不可逆性があり、予防的な差止めないし社会的救済が重要であるのに、そのことへの理解が足りないのである。

三　しかし第四に、（上記の如く一時は、一定の公害対策成果があり、民間企業の公害防止投資も奏功したが、）産業構造の

変化及びエネルギー政策の転換もあり、新自由主義政策の前面化という政策的環境の変化もあり、環境規制基準は緩和されており、日本環境会議の抵抗運動も限られたものとなっている。環境問題の国際化にもかかわらず、国際的ＮＧＯからの勧告にも十分に配慮しているとも思われない。

第五に、将来的課題としては、以下のことがある。一つに、公害・環境被害は、女性に重く、公害対策において女性差別もある（平均賃金を基準とする差別がある）。公害反対運動の主力も、従来女性であった。二つ目に、規制基準の問題として、司法と行政とのずれがあり、行政は、労働災害と環境災害との区別を理解しておらず、例えば、水俣病やイタイイタイ病問題でも、行政基準は、労働災害基準に依拠しており、環境被害の調査に即した基準作りができていない。その意味で、「公害の科学」が確立されていないし、それが行政で採用されていない。



環境被害をトータルに示す宮本ピラミッド

大きな具体的課題としては、アスベスト問題及び原発の問題がある。アスベスト被害について、近時の判例では、企業責任は認められるが、政府の責任への踏み込みは不十分で、一九七二年法改正による線引きにも理解できない。アスベスト救済法も見舞金的であり、それが司法のダイナミズムを封じたという問題がある。この「終わりなきストック型災害」への真の意味の救済からはほど遠い。情報が十分に出てきていないが、建材にアスベストは少なくとも、五〇〇万トンは使われており、二〇三〇年にかけての建替えで大きな被害が起きるであろう。国際的状況も深刻であり、中国が今一番アスベストを使っているが、その状況の情報報告もなされていない。原発問題に立ち入る時間は無いが、原発被害及び責任にしても、徹底的な究明が求められるであろう。

四．以上が、講演の概要であるが、宮本憲一先生のご指摘は、いずれも、現場から出発する具体的で明確な問題意識に充満しているもので、説得的で且刺激的なものである。先生と話していると、法学界の問題を指摘されることも多い。すなわち、先

生の歴史的分析の対象となるこの数十年の公害闘争においては、戒能通孝、清水誠、沢井裕、西原道雄、淡路剛久などの諸先生との学際的連携があり、第一線の民法研究者がこうした社会問題に向き合い、末弘厳太郎博士以来の「生ける法」「法と社会」への警鐘・教訓は、継承されていたと言える。ところが、公害・環境被害問題の継続にもかかわらず、民法研究者の頭数の激増とは裏腹に、この重要な社会問題への関心の低下、その意味での民法（民事法）研究者と公害問題（社会問題）との乖離現象をどう受け止めたら良いのかも、――エースピッチャーらしく先生から頂いた数多くの的を射たストライクボールについての我々の対応とともに、その前提となる――われわれの側の深刻な構造的問題のように思われた。更に、こうした中で、今後次々予定される原賠法に関する諸判決で、一九七〇年代以降公害法理を刷新したような注目すべき判例展開が見られるか、それを行う自立的司法意識・気概が今の司法界にあるのかも心配なところである。



**会場参加者との質疑**

質疑討論は、分野を超えて参加して下さった出席者の全員との間で、幅広くなされた。確認的・感想的なやりとりは別として、例えば、第一に、環境問題に関するユーザーの責任はどうなるのかという質問（村上裕一准教授（行政学））については、原発問題との関係で、東電は、事故費用を電力料金に転嫁する動きが出ていて、その無造作な消費者負担は、汚染者責任原則との関係で逆に問題があると指摘され、アスベストなどの複合公害などでは、今後とも、流通・廃棄物段階での被害が出ることへの留意も必要だとされた。第二に、通常とは問責構造の異なる刑事責任を問う「高知パルプ事件」（詳細は、前掲書三一五頁以下）についての質問（堀田尚徳助教（刑事訴訟法））に対しては、蕩々とその経緯を直ちに詳細にお答えされるのを拝聴し、まさしく先生は、《公害問題の生き字引》であると痛感した。更に第三に、高知地裁にも在籍された櫛橋明香准教授（民法）からは、現場からの裁判所の見え方についての質問があり、これについて、例えば、大阪空港事件の控訴審判決の例を挙げて、裁判官と面会すると、その雰囲気から、積極的な判決を書くか否かが看取できたとの興味深いお返事があった。

八六歳というご高齢にもかかわらず、二時間半以上に及ぶ密度の高い精力的なご講演及び真摯な質疑に対応して下さる超人的な先生のお姿に、深い感銘を受けたのは、私のみならず、おそらく研究会に参加した者全員の感想であったと思われる。先生と長年の交流がある、森啓教授（北海学園客員教授、北大前教授）は、「このような先生の長時間の講演は、極めて珍しく、皆さんは大変恵まれている」とコメントされたが、まさしく、宮本先生の貴重な講演に同席できた至福を痛感したひとときであり、先生の今後とも変わらぬご活躍、ご教示をお願いする次第である。

（文責　吉田邦彦（北大法学研究科教授（民法・居住福祉法））